

○総務省令第四十一号

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）及び地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十八年政令第三百三十四号）の施行に伴い、並びに地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項ただし書（同法第五条の四第六項において準用する場合を含む。）、第五条の三第六項ただし書、第三十三条の五の五及び第三十三条の八第二項、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十一条及び第三十二条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第二十六条の規定に基づき、地方債に関する省令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗

地方債に関する省令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
（地方債に関する省令の一部改正）

第一条 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「公的資金から公的資金以外に」を「令第七条で定める公的資金から令第十八条の二で定める公的資金以外の資金に」に改め、同条第五号中「借換え、」の下に「令第十八条の二で定める」を加える。

第一条の二を削る。

第十三条中「第一条第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる場合」を「第一条各号に掲げる場合（同条第七号に掲げる場合にあつては、令第七条各号に掲げる資金以外の資金による地方債に係る場合に限る。）」に改める。

第十四条の六を削る。

附則第一条の二中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」の下に「（平成二十年法律第二十五号）」を加え、「種類」を「区分」に改め、同条第一号中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加える。

附則第二条第一項中「額は、」の下に「平成十八年度から平成二十七年度までの各年度にあつては」を、「第二号に掲げる額」の下に「に百分の十二を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「に百分の十二を

乗じて得た額」を削り、同条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十三条の五の五に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、平成二十八年度から平成三十七年度までの各年度にあつては前項第一号の例による額から、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）とする。

一 都道府県 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 前項第二号の例による額（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校の同条第三項に規定する教職員（ロにおいて単に「教職員」という。）に係る部分に限る。）に百分の十八を乗じて得た額

ロ 前項第二号の例による額（教職員に係る部分を除く。）に百分の十七を乗じて得た額

二 市町村 前項第二号の例による額に百分の二十三を乗じて得た額

附則第五条第一号中「平成二十七年度」を「平成三十七年度」に改め、同条第二号中「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号。次号において「行政改

革推進法」という。)第五十五条第一項及び第四項の規定による職員数の厳格な管理を踏まえた職員数の「を削り、同条第三号中「行政改革推進法第五十六条第二項の規定による手当の是正その他の」及び「一層の」を削る。

附則第七条中第一項を削り、同条第二項を第一項とし、同条第三項を第二項とする。

様式第一号を次のように改める。【様式差し込み】

様式第二号を次のように改める。【様式差し込み】

様式第三号を次のように改める。【様式差し込み】

様式第四号を次のように改める。【様式差し込み】

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成二十年総務省令第八号)の一部を次のように改正する。

別記第11号様式を次のように改める。【様式差し込み】

別記第12号様式を次のように改める。【様式差し込み】

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行し、平成二十八年度の地方債から適用する。

(退職手当の合計額が著しく多額である部分の算定方法に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方債に関する省令（以下この条及び次条において「新省令」とい

う。）附則第二条第二項の規定により算定した額は、平成二十八年度から平成三十年度までの各年度にあつては同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、次の算式により算出した額を加算した額とする。

算式

$$(A-B) \times C$$

算式の符号

A 新省令附則第二条第一項第一号の例による額から同項第二号の例による額に百分の十二を乗じて得た額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

B 新省令附則第二条第二項の規定により算定した額

C 次の表の左欄に掲げる各年度につき、それぞれ同表の右欄に掲げる率

平成二十八年度	十分の八
平成二十九年度	十分の五
平成三十年度	十分の二

(退職手当の合計額が著しく多額である部分の算定方法の特例)

第三条 新省令附則第二条第二項及び前条の規定により算定した額の範囲内で退職手当の財源に充てるための地方債を起こしても、なお退職手当の合計額が多額であることにより財政の安定が損なわれるおそれがあると認められる場合には、新省令附則第二条第二項の規定により算定した額は、同項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に、適正な財政運営を行うにつき必要と認められる額として、総務大臣が定める額を加算した額とする。